# 令和4年12月1日作成

個人情報ファイルの名称	電子カルテシステム
実施機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	陸前高田市国民健康保険二又診療所
個人情報ファイルの利用目的	診療のため
記録項目	1 患者 I D、2 住所、3 氏名、4 電話番号、5 生年月日、6 性別、7 保険証関連情報、8 診療情報
記録範囲	患者
記録情報の収集方法	問診票、診療、検査等
要配慮個人情報の有無	あり
記録情報の経常的提供先	あり
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名称)陸前高田市総務部総務課行政係
	(所在地)陸前高田市高田町字下和野100番地
訂正・利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続等	なし
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)令第20条第7項に該当するファイル □有☑無
備考	

# 令和4年12月1日作成

個人情報ファイルの名称	診療録
実施機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	陸前高田市国民健康保険二又診療所
個人情報ファイルの利用目的	診療のため
記録項目	1 患者 I D、2 住所、3 氏名、4 電話番号、5 生年月日、6 性別、7 保険証関連情報、8 診療情報
記録範囲	患者
記録情報の収集方法	問診票、診療、検査等
要配慮個人情報の有無	あり
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名称) 陸前高田市総務部総務課行政係
	(所在地) 陸前高田市高田町字下和野100番地
訂正・利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続等	なし
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 令第20条第7項に該当するファイル □有 ☑無
備考	

# 令和4年11月28日作成

個人情報ファイルの名称	電子カルテシステム
実施機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	陸前高田市国民健康保険広田診療所
個人情報ファイルの利用目的	診療のため
記録項目	1 患者 I D、2 住所、3 氏名、4 電話番号、5 生年月日、6 性別、7 保険証関連情報、8 診療情報
記録範囲	患者
記録情報の収集方法	問診票、診療、検査等
要配慮個人情報の有無	あり
記録情報の経常的提供先	あり
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名称) 陸前高田市総務部総務課行政係
	(所在地) 陸前高田市高田町字下和野100番地
訂正・利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続等	なし
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)令第20条第7項に該当するファイル □有☑無
備考	

### 令和4年11月28日作成

個人情報ファイルの名称	診療録
実施機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	陸前高田市国民健康保険広田診療所
個人情報ファイルの利用目的	診療のため
記録項目	1 患者 I D、2 住所、3 氏名、4 電話番号、5 生年月日、6 性別、7 保険証関連情報、8 診療情報
記録範囲	患者
記録情報の収集方法	問診票、診療、検査等
要配慮個人情報の有無	あり
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織の名称	(名称) 陸前高田市総務部総務課行政係
及び所在地	(所在地)陸前高田市高田町字下和野100番地
訂正・利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続等	なし
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 令第20条第7項に該当するファイル □有 <b>☑</b> 無
備考	

	744412722111111111111111111111111111111
個人情報ファイルの名称	健康管理システム
実施機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	福祉部保健課
	母子保健、成人保健、精神保健及び障がい者保健
個 1 桂却 フッ ノルの利用目的	福祉業務、歯科健診及び予防接種の対象者及び受
個人情報ファイルの利用目的	診(利用)者の状況を管理し、法定健診等の情報
	をマイナンバー連携するため
	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、
	5 世帯番号・個人番号(宛名番号)、6 母子保
	健:妊婦健診、新生児聴覚検査、乳幼児健診及び
	産婦健診の受診状況、母子健康手帳交付状況、分
	娩・出生状況、赤ちゃん(新生児)訪問、健康相
	談支援状況、7 成人保健:特定健康診査、後期
	高齢者健診、若年者健診、胃がん検診、肺がん検
記録項目	診、大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイル
	ス検査、骨粗しょう症予防検診、乳がん検診、子
	宮頸がん検診の希望及び受診年月日、受診時保険
	種別、健康相談支援状況、8 精神保健及び障が
	い者保健福祉相談支援状況、9 歯科健診受診状
	況、10 予防接種:ワクチン種別、ワクチンロ
	ット番号、接種年月日、接種場所、風しん抗体検
	查結果
記録範囲	陸前高田市内に住民登録を有したことがある者
記録情報の収集方法	本人、実施医療機関からの情報提供
要配慮個人情報の有無	あり

記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名称)陸前高田市総務部総務課行政係
	(所在地)陸前高田市高田町字下和野100番地
訂正・利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続等	なし
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)令第20条第7項に該当するファイル ☑有□無
備考	

個人情報ファイルの名称	特定健診等データ管理システム
実施機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	福祉部保健課
	特定健康診査、特定保健指導及び後期高齢者健康
個人情報ファイルの利用目的	診査の対象者及び受診状況を管理し岩手県国保
	連合会と連携するため
	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、
記録項目	5 世帯番号・個人番号(宛名番号)、6 保険者
此數項目	番号・記号、7 被保険者番号、8 健康診査及
	び保健指導状況、9 受診券整理番号
	陸前高田市内に住民登録を有したことがある者、
記録範囲	県内外の施設に入所し、陸前高田市において被保
	険者資格を管理している者
記録情報の収集方法	本人、岩手県国民健康保険団体連合会、健診等業
山城情報が採来が込	務委託事業者より情報提供
要配慮個人情報の有無	あり
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織の名称	(名称)陸前高田市総務部総務課行政係
及び所在地	(所在地)陸前高田市高田町字下和野100番地
訂正・利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続等	なし
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑法第60条第2項第1号</li><li>□法第60条第2項第2号</li><li>(電算処理ファイル)</li><li>(マニュアル処理ファイル)</li></ul>
	令第20条第7項に該当す
	るファイル □有 <b>☑</b> 無
備考	

個人情報ファイルの名称	市町村事務処理標準システム
実施機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	福祉部保健課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険医療業務とその付帯業務を行うた
	め
	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 年齢、
記録項目	5 住所、6 被保険者番号、7 レセプト情報、
10岁7 关口	8 負担区分判定情報、9 振込先口座情報、
	10 高額療養費給付情報、11 資格得喪情報
	陸前高田市内に住民登録を有したことがある者、
記録範囲	県内外の施設に入所し、陸前高田市において被保
	険者資格を管理している者
記録情報の収集方法	本人等(高額療養費申請書)、住民基本台帳シス
正郷情報の収 <del>集</del> 別位	テム、国保総合システム
要配慮個人情報の有無	あり
記録情報の経常的提供先	岩手県国民健康保険団体連合会
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名称) 陸前高田市総務部総務課行政係
	(所在地)陸前高田市高田町字下和野100番地
訂正・利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続等	なし
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑法第60条第2項第1号</li><li>□法第60条第2項第2号</li><li>(電算処理ファイル)</li><li>(マニュアル処理ファイル)</li></ul>
	令第20条第7項に該当す
	るファイル □有 <b>☑</b> 無
備考	

個人情報ファイルの名称	国保管理システム
実施機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	福祉部保健課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険療養費及び食事療養費差額給付を
	行うため
	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 年齢、
記録項目	5 住所、6 被保険者番号、7 医療費等給付
[1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1]	情報、8 医療機関等受診年月、9 受診医療機
	関等、10 負担割合、11 振込先口座情報
	陸前高田市内に住民登録を有したことがある者、
記録範囲	県内外の施設に入所し、陸前高田市において被保
	険者資格を管理している者
記録情報の収集方法	本人等 (療養費等申請書)、市町村事務処理標準
山野田和の秋来ガム	システム
要配慮個人情報の有無	あり
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織の名称	(名称) 陸前高田市総務部総務課行政係
及び所在地	(所在地)陸前高田市高田町字下和野100番地
訂正・利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続等	なし
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 □法第60条第2項第2号 (電算処理ファイル) (マニュアル処理ファイル)
	令第20条第7項に該当す
	るファイル □有 <b>☑</b> 無
備考	
	ı

	$\frac{744+1272311}{2}$
個人情報ファイルの名称	東日本大震災一部負担金免除証明書関係交付リ
	スト
実施機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	福祉部保健課
個人情報ファイルの利用目的	東日本大震災により被災した国民健康保険被保
	険者の一部負担金免除証明書交付等業務のため
	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、
記録項目	5 世帯主氏名、6 被保険者番号、7 免除事
	由
	陸前高田市内に住民登録を有したことがある者、
	県内外の施設に入所し、陸前高田市において被保
記録範囲	険者資格を管理している者で東日本大震災によ
	り被災した者等
記録情報の収集方法	本人等(申請書)、住民基本台帳システム、市町
記録情報の収集が伝	村事務処理標準システム
要配慮個人情報の有無	なし
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名称) 陸前高田市総務部総務課行政係
	(所在地)陸前高田市高田町字下和野100番地
訂正・利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続等	なし
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑法第60条第2項第1号 □法第60条第2項第2号 (電算処理ファイル) (マニュアル処理ファイル) 令第20条第7項に該当す</li></ul>
	るファイル □有 ☑無
備考	,
l .	

	1744 + 1 2 /1 2 0 H   F//X
個人情報ファイルの名称	後期高齢標準システム
実施機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	福祉部保健課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険被保険者の資格及び医療給
III III II I	付状況の管理を行うため
	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、
	5 被保険者番号、6 個人番号、7 医療費負
記録項目	担区分、8 所得情報、9 保険料収納状況、
10000000000000000000000000000000000000	10 医療機関診療年月、11 受診医療機関名、
	12 医療種別、13 診療点数、14 医療給付状
	况、15 振込先口座情報
	陸前高田市内に住民登録を有したことがある者、
記録範囲	県外の施設に入所し、被保険者資格を管理してい
	る者
<b>シロはおの内供上</b> 社	住民情報システム、岩手県後期高齢者医療広域連
記録情報の収集方法	合、本人より情報提供
要配慮個人情報の有無	あり
記録情報の経常的提供先	岩手県後期高齢者医療広域連合
開示請求等を受理する組織の名称	(名称)陸前高田市総務部総務課行政係
及び所在地	(所在地)陸前高田市高田町字下和野100番地
訂正・利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続等	なし
	<ul><li>☑法第60条第2項第1号 □法第60条第2項第2号</li><li>(電算処理ファイル) (マニュアル処理ファイル)</li></ul>
個人情報ファイルの種別	令第20条第7項に該当す
	るファイル   □有 <b>☑</b> 無
備考	

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療保険料徴収システム
実施機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	福祉部保健課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険料の賦課及び収納管理を行
177711	うため
	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、
記録項目	5 被保険者番号、6 徴収種別、7 賦課保険
<b>心</b> 學有	料金額、8 納付金額、9 過誤納金額、10 口
	座情報
	陸前高田市内に住民登録を有したことがある者、
記録範囲	県外の施設に入所し、被保険者資格を管理してい
	る者
対象性組の収集 十分	住民情報システム、岩手県後期高齢者医療広域連
記録情報の収集方法	合、本人より情報提供
要配慮個人情報の有無	なし
記録情報の経常的提供先	岩手県後期高齢者医療広域連合
開示請求等を受理する組織の名称	(名称)陸前高田市総務部総務課行政係
及び所在地	(所在地)陸前高田市高田町字下和野100番地
訂正・利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続等	なし
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑法第60条第2項第1号</li><li>□法第60条第2項第2号</li><li>(電算処理ファイル)</li><li>(マニュアル処理ファイル)</li></ul>
	令第20条第7項に該当す
	るファイル □有 <b>☑</b> 無
備考	

<u> </u>	
療費給付システム	
長	
祉部保健課	
療費助成対象者へ給付等を行うため	
氏名、2 性別、3 生年月日、4 年齢、診療年月、6 決定年月、7 医療機関名、保険者記号・番号 9 被保険者番号、10 給者番号、11 費用額、12 一部負担金総額、振込額、14 助成額、15 振込口座番号	
前高田市の医療費助成対象者(重度心身障がい 、子ども、妊産婦、ひとり親、寡婦、中学生、 校生)	
:人(保護者)からの申請、岩手県国民健康保険 体連合会より情報提供	
, ŋ	
: L	
(名称) 陸前高田市総務部総務課行政係 (所在地) 陸前高田市高田町字下和野100番地	
: L	
法第60条第2項第1号 電算処理ファイル) 第20条第7項に該当す ファイル □有 ☑無	

システム
健課
長保険診療報酬のデータ化及び管理を行
、2 性別、3 生年月日、4 診療年 医療機関名、6 保険者番号・記号、7 番号、8 医療種別、9 給付割合、10 (、11 給付状況、12 振込先口座情報
市内に住民登録を有したことがある者、   施設に入所し、陸前高田市において被保  を管理している者
民健康保険団体連合会及び他市町村
]民健康保険団体連合会
陸前高田市総務部総務課行政係
2) 陸前高田市高田町字下和野100番地
<ul><li>①条第2項第1号</li><li>型ファイル)</li><li>(マニュアル処理ファイル)</li><li>条第7項に該当す</li></ul>
<b>☑</b> 無